

令和4年度（2022年度）看護職員等処遇改善事業費補助金交付要綱

（目的）

- 1 地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員（保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。以下同じ。）等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を引き上げるための措置を実施することを目的とする。

（補助事業者）

- 2 補助事業者は、（1）又は（2）のいずれかの要件を満たした上で（3）を実施している医療機関（以下「対象医療機関」という。）とする。
 - （1）令和4年2月1日時点において、診療報酬における救急医療管理加算の算定対象となっており、かつ、令和2年度1年間における救急搬送件数が200件以上であること。
 - （2）令和4年2月1日時点において、三次救急を担う医療機関（救急救命センター）であること。
 - （3）令和4年2月・3月分（令和3年度中）から実際に賃金改善を行っているとともに、都道府県に対して賃金改善を実施した旨の用紙を提出していること。

（補助事業等）

- 3 この補助金の交付の対象は、次に掲げる者とする。
 - （1）対象医療機関で勤務する看護職員（非常勤職員を含む。）とする。ただし、対象医療機関の実情に応じて、対象医療機関で勤務する看護補助者、理学療法士、作業療法士その他別表2に定めるコメディカルである職員（非常勤職員を含む。）についても、本事業による処遇改善の対象者に加えることができるものとする。
 - （2）令和4年2月から9月までの間（以下「賃金改善実施期間」という。）、対象看護職員等（3（1）に基づき対象医療機関において処遇改善の対象者とされた職員をいう。以下同じ。）に対して賃金改善を行う対象医療機関とする。

（補助対象経費）

- 4 この補助金の対象経費は、別表1の対象経費欄に掲げるものとする。

（補助金交付額の算定方法）

- 5 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - （1）別表1欄に定める基準額と2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - （2）（1）により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3欄に定める補助率を乗じて得た額を補助金の額とする。

（補助金の交付申請）

- 6 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第3条に基づき行う告示の定めるところにより、知事が定める日までに、補助金等交付申請書（保福第1号様式（平成10年北海道告示第500号による告示様式をいう。以下「保福様式」について同じ。））に、次の書類を添えて知事に提出しなければならない。

なお、補助事業者等は、補助金等の交付申請時に当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等乗じて得た金額をいう。以下同じ）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

 - （1）事業計画（実績）書（保福第1の2号様式）
 - （2）補助金等交付申請額算出調書（保福第1の16号様式）
 - （3）経費の配分調書（保福第1の18号様式）
 - （4）事業予算書（保福第1の20号様式）
 - （5）看護職員等処遇改善事業 賃金改善計画書（別記様式1）

(交付条件)

- 7 この補助金を交付する場合は、次の条件を付すものとする。
- (1) 北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）及び本補助金交付要綱に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。
 - (2) 補助事業等の内容を変更するときは、知事の承認を受けなければならない。
ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではない。
 - ア 当該変更に伴う補助対象経費の増減額が、変更前の補助対象経費の額の10分の1を超えないとき。
 - イ 補助金の交付の目的の達成及び事業の能率的遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。
 - (3) 補助事業等の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。
 - (4) 補助事業等が期限までに完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難になったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
 - (5) 補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。
 - (6) この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。
 - (7) (6) の命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じる。
 - (8) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときはこの決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。
 - (9) 補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに補助事業等実績報告書を知事に提出しなければならない。会計年度が終了した場合も、同様とする。
 - (10) 補助事業者は、補助事業等実績報告の提出にあたって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - (11) 補助事業者は、補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。
また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。
 - (12) この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業等の成果が適合しないときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じる。
 - (13) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
 - (14) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産（取得価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械及び器具）については、補助事業等の完了の年の翌年から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過することになるまでの期間（当該耐用年数が10年を超える場合は、当該補助事業等の完了の年の翌年から起算して10年間）は、あらかじめ知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供してはなりません。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を納付した場合は、この限りでない。
 - (15) (14) の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければならない。
 - (16) (15) に定める場合を除くほか、補助事業等により取得し、又は効用の増加した

財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがある。

- (17) 補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業等の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、処分を制限された取得財産がある場合で当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければならない。
- (18) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があった後においても、また同様とする。
- ア この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
- イ 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
- ウ 補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他助成を含む。）を重複して受領したとき。
- エ 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
- オ アからエまでに掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- (19) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。
- (20) 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約加算金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。
- (21) (5) の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。
- (22) この補助金の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

（補助金の交付）

- 8 補助金は、規則第15条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

（概算払申請）

- 9 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金等概算払申請書（保福第1の25号様式）を知事に提出しなければならない。

（概算払決定等）

- 10 知事は、8の申請に基づき、補助事業の遂行上必要と認められるときは、補助事業等の遂行に必要な資金を、必要の都度、概算払することができるものとする。ただし、審査の結果資金不足が生じないと認められるときは、概算払をしないものとし、理由を付して補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付決定内容等の変更）

- 11 この補助金の交付決定後の事情の変更により、補助事業等の内容を変更しようとするときは、補助事業等変更承認申請書（保福第1の21号様式）に6に掲げる書類を添えて知事に提出し、その承認を受けるものとする。

（補助事業等の中止又は廃止）

- 12 この補助金の交付の決定後の事情の変更により、補助事業等の中止又は廃止をしよう

とするときは、補助事業等中止（廃止）承認申請書（保福第1の23号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 補助対象事業の進捗状況を記載した書類（廃止の場合を除く。）
- (2) その他参考となるべき書類

（補助金の実績報告）

- 13 この補助事業等が完了したときは、補助事業等実績報告書（保福第1の28号様式）に次に定める書類を添付して補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画（実績）書（保福第1の2号様式）
- (2) 補助金等精算書（保福第1の30号様式）
- (3) 事業精算書（保福第1の31号様式）
- (4) 看護職員等処遇改善事業 賃金改善実績報告書（別記様式2）

附 則

この要綱は令和4年（2022年）4月1日から適用する。